

令6地活協第16号
令和6年4月17日

会 員 各 位

秋田中央地域地場産品活用促進協議会
（「農家のパーティ」ネットワーク）
事務局長 吉 田 忍
（公 印 省 略）

「第13回秋田竿燈浅草まつり」における「秋田マルシェ」への
出店について（ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

このたび、秋田市との共催で、本協議会における県外プロモーション活動の一環として、標記のイベントに出店します。

「秋田竿燈浅草まつり」は、浅草六区ブロードウェイ商店街の活性化を図るために行われており、毎回多くの来場者でにぎわうイベントです。

つきましては、対面販売の出店事業者を募集しますので、別紙1「募集概要」をご確認の上、出店を希望される場合は、別紙2「出店申込書」により5月8日（水）までにお申し込みくださるようお願いいたします。

記

- 1 開催日時 令和6年6月1日（土）、2日（日） 午前10時～午後5時（予定）
- 2 開催場所 東京都台東区浅草（六区ブロードウェイ商店街エリア）
- 3 主 催 （一社）浅草六区エリアマネジメント協会
- 4 募集数 5区画（予定）
- 5 出店条件等 別紙1「第13回秋田竿燈浅草まつり 秋田マルシェ」募集概要を参照

秋田中央地域地場産品活用促進協議会
事務局（秋田市産業振興部産業企画課内）
担 当 工藤、柳樂
電 話 018-888-5724
FAX 018-888-5723
Mail ro-agmn@city.akita.lg.jp

「第13回秋田竿燈浅草まつり 秋田マルシェ」募集概要

各事業者が自ら現地へ行き販売する、対面販売の出店者を募集します。

1 出店について

- (1) 出店料は協議会で負担します。
- (2) テントおよびテーブルは、協議会で準備します。
- (3) 提供する商品は、秋田市、男鹿市、潟上市の特産品を使用したものをメインとし、材料は常温で運搬できるものに限ります。
- (4) 食品表示の無い商品は不可とします。
- (5) 火気の使用はできません。電気の使用を希望する場合は別途ご相談ください。
- (6) 「飲食」として販売を希望する場合は、火気を使わないものに限り可能です。(例：酒類、いぶりがっこスライス等のそのまま提供できるものであり、その場で調理しないもの)。なおその際に出た生ゴミは、運搬時に支障が無いよう出店事業者側で工夫し、処理してください。
- (7) 給水場所は確保する予定ですが、排水はできません。

2 商品等の運搬について

商品、備品等は協議会が委託する事業者が現地まで運搬しますので、事前に協議会が指定する場所（秋田市内）に搬入していただきます。イベント終了後は、搬入時と同じ場所に引き取りに来ていただきます。

3 出店にかかる補助について

- (1) 協議会から出店に伴う旅費、宿泊費の補助があります（2泊3日：上限30千円）。
※補助金申請方法については、事務局までお問合せください。
※補助金申請書は右記のQRコードからダウンロードが可能です。
(様式第1号から第3号までご提出いただきます。)
- (2) 交通手段、宿泊先は各自で手配してください。
- (3) 補助金の申請期限は、補助事業の実施の14日前までです。
(5月17日（金）必着)



申請書

4 申込期限

出店を希望される方は、別紙2「出店申込書」にて、5月8日（水）までに提出をお願いいたします。希望者多数の場合は事務局で調整しますので、あらかじめご了承ください。

5 その他

詳細については、後日申込者にご連絡します。